日本共産党名古屋市議団 市政ニュース
2016年7月6日 No.140
http://www.n-jcp.jp
名古屋市中区三の丸三丁目１－１
電話052(972)2071　FAX052(972)4190
発行・日本共産党名古屋市会議員団

# 国民健康保険料

# 減免申請はすみましたか

## 国保加入者の6割の方が減免されます

国民健康保険（国保）には申請をすると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に市内約20万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかしあまり利用されていないのが実情です。

**通知書の減額額⑥の「割合」という箇所に２・５・７のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると１人につき2,000円減免されます。**

対象者の人数は国保料納入通知書のしたの方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「・人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

昨年から減免対象となる方には、この用紙が納入通知書に同封されています。同封されていれば、必ず減免。

平成２８年度　国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。区役所または支所の窓口で納期限（最後の納付月の末日）までに申請していただくと保険料が軽減されます。
また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のようご設けていますのでご確認ください。
※ 平成28年度分の申請が済みの場合は、再度申請する必要はありません。

【世帯単位（世帯主と被保険者全員）で判定する減免制度】

| | 減免の要件 | 減免される額 | 申請に必要なもの |
|---|---|---|---|
| ① 特別軽減 | 「保険料の減額（※）」に該当している世帯<br>※詳しくは裏面の「保険料の減額」をご覧ください。 | 被保険者１人につき年間2000円（加入月数により月割り） | ・保険証 |
| ② ２割減免 | 「保険料の減額」が適用されていない世帯で、平成27年中の所得の合計が66万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯 | 均等割額の２割 | ・保険証 |
| ③ 所得減免 | 以下の条件をすべて満たす世帯<br>・平成27年中の所得が1,000万円以下の世帯<br>・今年（申請時点の年）の見込所得が264万円以下の世帯<br>・今年（申請時点の年）の見込所得が平成27年中の所得の8/10以下に減少する世帯 | 所得割額の３割から７割 | ・世帯全員（世帯主と被保険者全員）の今年の収入がわかる資料（給与明細、帳簿など）<br>・保険証 |
| ④ 事業の休止・廃止 | 事業を休止・廃止したことにより、世帯の今年の見込所得が赤字となる世帯 | 保険料額の７割 | ・保険証 |
| ⑤ 災害減免 | 災害により、居住する家屋に全壊（全焼）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯 | 出来事生月から６か月以内の保険料額の全額または５割 | ・り災証明書または被災証明書<br>・保険証 |

【個人単位で判定する減免制度】

| | 減免の要件 | 減免される額 | 申請に必要なもの |
|---|---|---|---|
| ⑥ ３割減免（障害・寡婦・寡夫） | 平成27年12月31日現在、障害者の方（障害者手帳・愛護手帳の交付を受けているなど）等、または、寡婦・寡夫の方のうち、次のいずれかに該当するか<br>・当該被保険者の平成27年中の所得が125万円以下である。<br>・「保険料の減額」のうち、「均等割額の２割の減額」が適用されている世帯に属している。 | 当該被保険者の均等割額の３割 | ・障害者のわかる書（障害者手帳・愛護手帳など）<br>・保険証 |
| ⑦ ３割減免（高齢者） | 平成27年12月31日現在、65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当するか<br>・当該被保険者の平成27年中の所得が93万円以下である。<br>・「保険料の減額」のうち、「均等割額の２割の減額」が適用されている世帯に属している。 | （「所得割額の２割の減額」が適用されている場合は差額の１割） | ・保険証 |
| ⑧ 給付制限 | 利息等に入っている方で、月初めから月末を通して医療の給付が受けられない | 当該被保険者のその時の保険料額 | ・有効期限などの証明書<br>・保険証 |
| ⑨ 印鑑証明者減免 | 国保加入者の被保険者が後期高齢者医療制度の適用を受けることにより、その被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失する場合で、国民健康保険の資格取得時に65歳以上である方 | 当該被保険者の均等割額の５割及び所得割額の全額 | ・被用者保険の喪失証明書<br>・保険証 |

裏面の下段の注意事項もご確認ください。

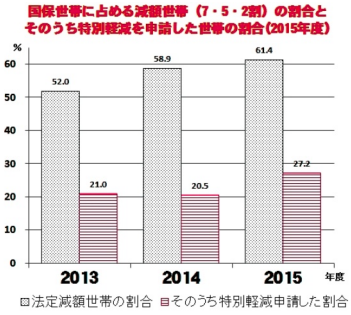


## ★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

**「7」または「5」の場合**

申請すればさらに「特別軽減」で１人につき年間2,000円減免されます。

**「2」の場合**

申請すればさらに「特別軽減」（１人につき年間2,000円減免）、または、障がい者、寡婦（寡夫）、65歳以上の方は「均等割」の３割が免除されます。

**「空欄」の場合**

※（減額額⑥＝0）で、「所得割額④」に金額のある方

- ●夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割（約15000円）が減免される場合があります。
- ●障がい者、寡婦（夫）、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- ●所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

◉ 年間保険料額

| | 所得割額④ | 均等割額⑤ | 減額額⑥ | 割合 | 減免額⑦ | 保険料額⑧（④+⑤−⑥−⑦） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 前回（変更前） | 円 ******* | 円 ******* | 円 ******* | * | 円 ******* | 円 ******* | ㋐ |
| 今回（変更後） | 円 3,359 | 円 101,586 | 円 50,794 | 5 | 円 0 | 円 54,150 | ㋑ |

| 差引増減額（㋑−㋐） |
|---|
| ******** 円 |
| ○×△区でかかる保険料額 54,150 円 |

◉ 月割額　（　　区分）

| 納付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回 | 円 | 円 | | | |

**申請には平成27年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに市民税課に申告を。**

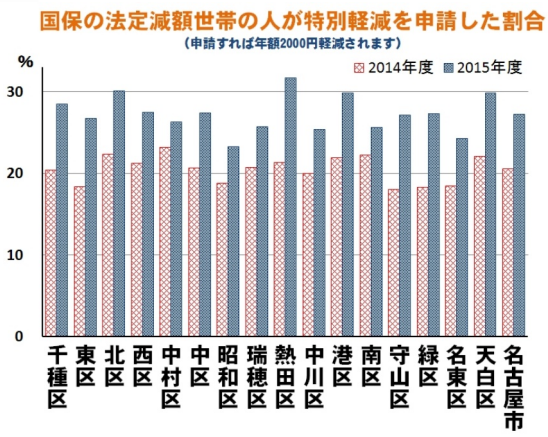

申請は毎年必要です。保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。（印鑑不要）

国保料や介護保険料などの負担は大変です。せめて保険料の減額（国制度）と減免（市独自制度）をフルに活用しましょう。65歳以上の方や低所得者の方など、申請すれば国保料を下げることができる場合が少なくありません。昨年度も皆さんへのお知らせを繰り返し、ようやく対象者の３割くらいまでが申請するようになりました。